

県民税)が変わります

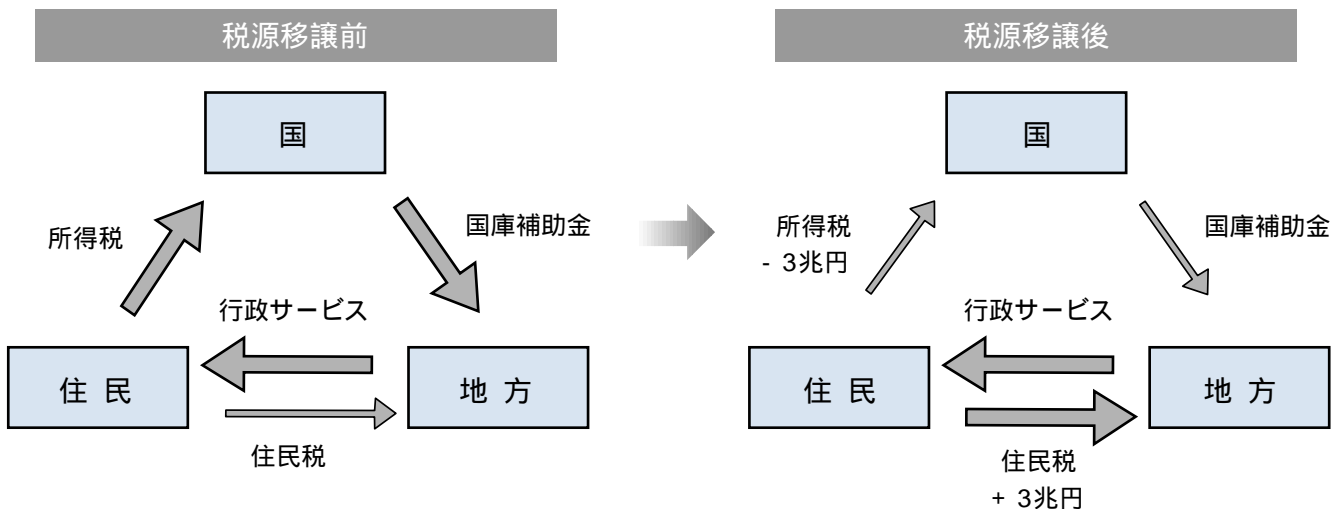
Q1 なぜ変わるの？

A 地方分権の推進に伴い、国から地方へ財源の移譲が行なわれるからです。

「地方でできることは地方に」という方針のもとに進められている三位一体改革。

この改革の一環として、国から地方へ3兆円規模の税源を移していくという税制改正が平成18年に決定され、これにより平成19年度から、国の所得税から地方の住民税へ税源が移し換えられることになりました。

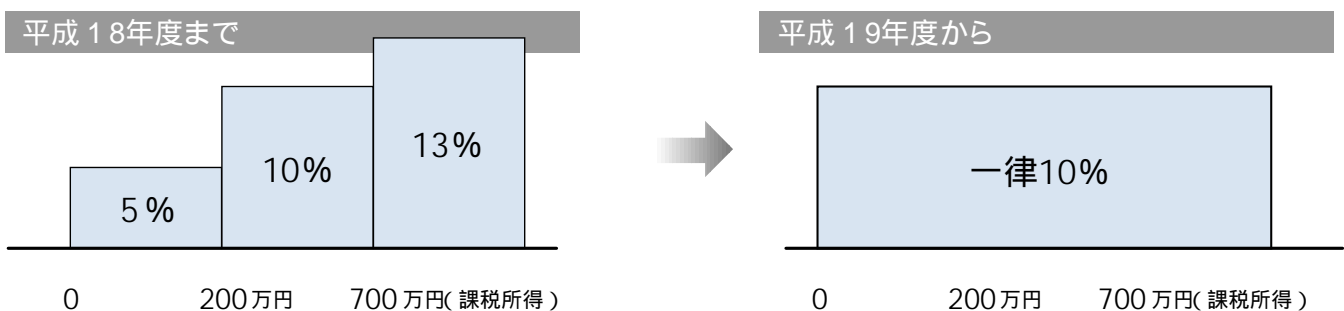
なお、これは **全国的に行われる税制改正であり、市町村合併にともなうものではありません。**



Q2 どのように変わるの？

A 住民税所得割の税率が10%に統一されます。

これまで住民税所得割の税率は3段階の超過累進税率になっていましたが、平成19年度からは **一律で10%の税率** に変わります。



図中の税率は、県民税と市民税を合わせたものです。

課税所得とは・・・皆さんの給与収入や事業収入などは、税法上は「収入」と呼ばれています。「課税所得」とは、この「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった各種の控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」になります。

Q3 税負担は増えるの？

A 税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

この税率の改正に伴い多くの方は住民税の税額が高くなりますが、所得税の税率構造も見直されます。

また、所得税と住民税の人的控除の差に対応した調整措置なども講じられますので、税源移譲の前後で **住民税と所得税を合わせた税負担は基本的には変わりません。**

	税源移譲前	税源移譲後
所得税の税率	(課税所得) 1800万円 37% 900万円 30% 330万円 20% 0円 10%	(課税所得) 1800万円 40% 900万円 33% 695万円 23% 330万円 20% 195万円 10% 0円 5%
住民税の税率	(課税所得) 700万円 13% 200万円 10% 0円 5%	(課税所得) 一律 10%

定率減税の廃止や、高齢者非課税制度の廃止など、税源移譲にともなう改正とは別の税制改正によって税額が増える場合があります。

定率減税が廃止されます

景気対策のための暫定的な税負担軽減の措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて平成19年度の住民税より廃止(所得税は平成19年分より廃止)になります。

	[平成18年分 所得税] [平成18年度 住民税]	[平成19年分 所得税] [平成19年度 住民税]
所得税	税額の10%相当額を控除 (控除限度額: 12万5千円)	廃止
住民税	所得割額の7.5%相当額を控除 (控除限度額: 2万円)	廃止

住民税の高齢者非課税制度が廃止されましたが、経過措置がとられています

年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税は非課税になっていましたが、平成18年度の住民税から、所得に応じて課税されるようになりました。

ただし、この改正には3年間の経過措置があり、平成17年1月1日までに65歳以上で所得が125万円以下の方に限り、平成18年度の住民税の内3分の2を控除、平成19年度の住民税の内3分の1を控除され、平成20年度の住民税でこの経過措置による控除がなくなります。

	[平成18年度 住民税]	[平成19年度 住民税]
所得税	税額の3分の2を減額	税額の3分の1を減額
均等割	税額の3分の2を減額 (県民税 1,000円→300円) (市民税 3,000円→1,000円)	税額の3分の1を減額 (県民税 1,000円→600円) (市民税 3,000円→2,000円)